明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○医療法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一五二）　一

〔告　示〕

○電波法施行規則第七条第五号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件の一部を改正する件（総務三七三）　二

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（法務五二四、五二五）　三

○日本国に帰化を許可する件（同五二六）

○食糧援助に関する日本国政府とブルキナファソ政府との間の書簡の交換に関する件（外務三七五）　四

○作業環境測定基準の一部を改正する件（厚生労働三五八）

○食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法に基づく認定業務規程の変更の認可の件（厚生労働・農林水産八）

○保安林の指定をする件（農林水産一八五一～一八六一）

○保安林の指定を解除する件（同一八六二～一八七三）

○保安林の指定施業要件を変更する件（同一八七四～一八七九）

○中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を登録した件（経済産業二四〇）　六

○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十三条第三項の規定に基づき氏名に係る登録簿の変更をした件（同二四一）　七

○中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を再登録した件（同二四二）　八

○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項第三号の規定に基づき登録の消除をした件（同二四三）

○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項第二号の規定に基づき登録の消除をした件（同二四四）

○中小企業信用保険法第二条第五項第二号の事業活動の制限を指定し、事由を定める件を改正する件（同二四五）

○登録解体工事講習の登録を行う件（国土交通一〇九九）

○船舶気象通報規程の一部を改正する告示（海上保安庁四五）　九

〔国会事項〕

内閣　宮内庁　法務省

〔人事異動〕

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

登録小型船舶教習事務の廃止に関する公示（国土交通省）　一〇

登録小型船舶教習事務の休廃止に関する公示（関東運輸局）

〔公　告〕

諸事項

官庁

国営旭川土地改良事業計画関係　二

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　二九

会社その他

省令

○厚生労働省令第百五十二号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条の十二及び第十六条の四第六号の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年九月二十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

医療法施行規則の一部を改正する省令

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第一条の十一第二項第二号中「この条及び第九条の二十三第一項第三号において」を削る。

第九条の二十五第四号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、同号に次のように加える。

ハ　第九条の二十三第一項第一号、第三号から第五号まで、第六号（同号イからニまでに係る部分に限る。）、第十号及び第十三号に掲げる事項を行うこと。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十八年十月一日から施行する。

（医療法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　医療法施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年厚生労働省令第百十号）を次のように改正する。

附則第四条第二項第一号中「医療安全管理部門」の下に「（次条第二項第一号において「医療安全管理部門」という。）」を加える。

附則第五条第一項中「改正後医療法施行規則第九条の二十五第四号イに規定する措置」を「医療法施行規則第九条の二十五第四号ハの規定により行う改正後医療法施行規則第九条の二十三第一項第六号に規定する措置」に、「同号イの規定（専従の医師、薬剤師及び看護師の配置に係る部分に限る。）」を「医療法施行規則第九条の二十五第四号ハの規定（改正後医療法施行規則第九条の二十三第一項第六号（専従の医師、薬剤師及び看護師の配置に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）」に改め、同条第二項第一号中「改正後医療法施行規則第九条の二十五第四号イに規定する」を削る。

附則第六条中「改正後医療法施行規則第九条の二十五第四号イに規定する措置」を「医療法施行規則第九条の二十五第四号ハの規定により行う改正後医療法施行規則第九条の二十三第一項第六号に規定する措置」に改める。